

届出制手数料に係る手数料表

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。
個々の職業紹介における手数料については、申込書または契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1. 求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービスおよびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の50%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人者の年間想定賃金を基準に、1.の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
2. 特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索およびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の50%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人者の年間想定賃金を基準に、1.の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。

※1.労働契約における契約期間が年に満たない場合は、契約期間を年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。
※2.上記手数料に消費税は含まれておりません。

返戻金制度について

当社からの紹介により採用された求職者が、入社後3ヵ月以内に明らかに当該求職者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合、当社は受領したコンサルティングフィーのうち、下記の金額を求人者に返還いたします。

入社日から起算して1ヵ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの80%
入社日から起算して1ヵ月を超え3ヵ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの30%

※3.返還のご請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末日までとさせていただきます。翌々月以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できかねます。あらかじめご了承ください。

許可番号: 13-ユ-316613
株式会社クロスティア
東京都世田谷区北沢5-37-15